

## 平成30年 第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年11月13日(火)  
午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (18人)  
会長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明  
5番 中山克己 6番 松本正幸 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴  
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝  
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (1人)  
農業委員 7番 池田 実
5. 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第55号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
日程第6 議案第56号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第57号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について  
日程第8 報告第20号 農地転用の制限の例外に係る届出について  
日程第9 報告第21号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について  
日程第10 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
  
その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局次長 金崎正一 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 井原実香
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 では、失礼いたします。皆さんおはようございます、改めまして。

ただいまから平成30年11月の総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。大変ご苦労さまです。

もう11月も半ばになろうとしております。山々のほうもかなり、きょう来てみますと紅葉がかなりこの地域も進んだなあというふうに感じております。ことしの冬がどういうふうになるのかちょっと気になるところでありますけど、もう一月余り頑張っていきたいというふうに思います。

10月26日には吉備中央町で農業委員等の推進委員さんの研修会ということで、年2回行われておりますけど、ありました。皆さんにも行っていただきまして、大変ありがとうございます。

それから、11月になりまして、農地の相談会ということで、各地域で昨日まで行われたということでもあります。件数は少なかったように聞いておりますけど、いろいろと地域のこと聞かれたんではなかろうかというふうに思います。

吉備中央町のほうでも、全国農業会議所の稲垣さんという方が来られまして、農地利用の最適化の推進ということで話をされました。新しく推進委員さんが生まれて3年目ということでもあります。こういう新しく変わったことは5年で見直しをするということでありまして、それまでに何とか結果を出してもらいたいというような話がありました。来年4年目ということで、そこら辺をしっかりと各委員会で頑張ってもらいたいということでありました。

近ごろの農業新聞等におきまして、農地中間管理機構の見直しということが連日報道されております。自民党、政府ともに来年の通常国会に向けて改正案を出したいということでありましょう。なかなか思ったような成果があらわれていないということで、しっかりここで見直していくということのようでもあります。どのような説明になるか、じっくりと見させていただきたいというふうに思いますけど、我々農業委員、推進委員さんに係るまだ力というのがかなりふえてくるのではなかろうかというふうに思います。

真庭市の農業委員会としても、いろいろと対策について今後とも話を進めながら、どうしたらいいかということをもみんなで考えていけたらというふうに思っておりますので、また来年に向けて皆さんのお知恵を出していただきたいというふうに思います。

それでは、これより11月の総会の委員会を開催したいと思っております。よろし

くお願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名です。7番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告いたします。

よって、ただいまの出席委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、11月の総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行を会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、15番委員、16番委員を指名いたします。

それでは、日程2、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆352㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 はい、13番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

これは、地区担当推進委員の方が去る11月6日に現地調査を行われておりますので、報告をさせていただきます。

譲渡人は、先月にも上がっておりましたけれども、岡山市に永住する計画だそうであります。そして、こちらにあります農地を順次処分をしていくという案件の中の1件でございます。片や、譲受人は古見のほうに在住をしております、ちょっと現地とは13kmほどの距離がありますけれども、現在この地区の隣で耕作をしております、その隣の土地ということで話がまとまったようでございます。

譲受人は下限面積、また所有農機具、農業従事日数、3条の許可要件でございます諸要件は満たしていると考えられます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、北房の譲受人に、申請農地、田1筆2,933㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 はい、13番です。

それでは、番号2につきまして、引き続き報告をいたします。

担当推進委員の方が、現地調査を11月6日に行われております。

譲渡人は、番号1と同じでございますので、省かせていただきます。

譲受人は、この農地の隣で営農組合に所属しております株内の人でございます、今後もこの営農組合に所属をいたしまして、この農地を管理していくという意向でございます、3条の許可要件は全て満たしていると思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田2筆411㎡、畑4筆2,382㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号3番につきまして、11月5日、私と譲受人立ち会いのもとで現地確認を行いました。

権利移転する詳細な事由ですけれども、現在譲渡人は県外の親族のところに住んでおりまして、所有していた田畑を管理してもらう人を探していたところ、譲渡人の家を購入して市外から移住してこられました譲受人と売買の話がまとまり、このたび申請を行うものでございます。

譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は譲受人とご主人で、以前住んでいたところで畑を借りて20年近く家庭菜園を行っておりました。このたびまとまった田畑が所有できれば、道の駅等に野菜の出荷を行いたいこと、特に花の栽培、クリスマスローズと言われてましたけれども、この花の栽培に力を入れたいということです。農機具も現在管理機3台、草刈り機2台を所有しており、今後必要であれば小型のトラクターの購入も考えておられるようです。現地を確認したところ、耕作放棄地のところをきれいに草刈りをして管理しておりました。その他指摘事項はございません。

以上のとおり、今後意欲的に農作業に従事すると認めますので、審議方よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号4でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田2筆1, 294㎡、畑1筆265㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 はい、1番です。

この案件につきましては、担当委員さんからの報告でございます。

番号4について説明いたします。

権利移転する事由の詳細でございますが、10月30日に譲受人である申請者立ち会いのもとに現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。譲渡人夫婦が高齢になり、農業経営の規模縮小を図っており、当該農地につきましても作付を以前から譲受人へ依頼していましたが、このたび売買することで話がまとまったものでございます。

譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は3人世帯で、水稻については作業の多くを作業委託していますが、貸付地はなく、譲受人の家族3人で主に

野菜の作付を中心に行っております。農機具は管理機等を所有しており、譲受地についても野菜の作付を予定しており、今後も続けていくものと思われ  
ます。その他指摘事項はないので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号5でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農  
地、畑1筆1，899㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございま  
す。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願い  
いたします。

8番委員 はい、議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 はい、8番です。

5番につきましては、11月7日に現地調査を譲受人立会のもとで行って  
おります。

譲渡人と譲受人の間柄はおじとおいに当たり、譲渡人は妻が重度の認知症と  
なり、長女の住まいにする市外へ転居するもので、家屋敷、農地全てを地域  
内に住居を持つ譲受人に贈与するものです。

譲受人の耕作状況等でございますが、家族構成は本人、妻、母、長男夫婦、  
孫3人の8人世帯で、耕地面積は水田、畑合わせて113アールを耕作して  
おり、トラクターほか全ての農機を所有しております。今後十分な管理、耕  
作が見込まれます。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしくお願  
ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号6でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、八束の譲  
受人に、申請農地、畑1筆1，245㎡を、売買によります所有権の移転の  
申請でございませう。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願い  
いたします。

4番委員 はい、議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 はい、4番です。

議案番号6につきましては、11月4日に譲受人立ち会いのもと、現地確認  
をしております。

権利移転する事由の詳細ですが、現在譲渡人は広島県在住です。しかしなが

ら、かつては譲受人の近隣に在住でありました。農地を相続で取得した後も管理等ができていない状況から、農地が隣接する譲受人との売買がまとまったものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家ですが、水稻を中心に農業をしており、所有する農地は全て耕作しているようです。トラクター、管理機等を所有しておりますので、農地取得後も必要な農作業に従事するものと考えられます。その他の指摘事項は特にありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はありませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は4件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（市外）は、市内にある墓地は実家から離れており、急な坂道もあるため、高齢となった母が墓参りや管理が困難になっていることから、実家に近い場所に墓地を移設するため、申請地、畑1筆19㎡を、墓地用地にする

ため、転用申請するものです。農地区分は高速自動車道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入り口の周囲おおむね300m以内の区域にあり、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■■■■■■■円、建物施設■■■■■■■■■■円。資金の内訳として、■■■■■■■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

議案番号1ですけれども、11月3日に担当推進委員が現地を確認いたしました。農業委員も同席しております。

事由の詳細ですけれども、申請人の母親、実家に住んでるんですけれどもね、申請人の母親と申請書持参者とで現地確認を行っております。現在の墓地は、1km先の山の上なんだそうで、歩いていくにもえらいこっちゃと大変なので、掃除なども本当に苦勞をしているんです。ですから、実家の約70m西に畑があって、近くで利便性もいいたため、その畑の一部分を墓地用地として今回申請いたしました。農地の一部に、見てみますと既にお墓用の縄が張られてあったりして、もう許可がいたらすぐに工事に入りたいと、雰囲気でした。申請地の位置ですけれども、申請人の実家からは70mの距離、東側に民家があるんですけれども、民家の方には同意を得ております。申請地の西側と南側の畑の所有者からも同意を得ました。周囲の状況として、東は民家、西、畑、南、畑、北、道路です。もうこれは、もう申請人の所有地の畑の真ん中にぽこっとお墓ができるもう一部ですので、ほかへの影響というのはありません。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

番号2は追認案件でございます。

申請人（落合）は、道路から自宅への進入路及び車庫の一部として使用するため、申請地、畑1筆96㎡を、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま進入路及び車庫の一部として使用しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他



申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しています。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号2番ですが、11月2日に現地調査をしてきました。

転用しようとする事由の詳細ですが、申請人は転用申請することを知らず使っていました。この地域は30年前に構造改善したとき、進入路及び駐車場として農地を利用し、その後16年前に浄化槽を設置して車庫を建て、使用していました。地目変更の転用申請しなければいけないことを知り、このたび申請することになりました。本案件について、転用はやむを得ないと思われれます。申請地の位置等ですが、■■■■から北東へ約300mほどのところで、奥さんの自宅の隣です。周囲の状況について、東は自宅、西は畑、南も畑、北も畑です。申請地に隣接した農地がありますが、一般的な車庫であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われれます。あと、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 3ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人（久世）は、申請地、畑2筆389㎡に、居宅1棟及び車庫1棟を建設するため、転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は24%。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番でございます。

番号3番につきまして、推進委員さんから調査報告書を預かっておりますので、報告させていただきます。

11月3日に申請人立会のもと、地区担当推進委員さんが現地を確認しております。

転用しようとする事由の詳細でございますけれども、申請人は現在市内の賃貸アパートで生活しておりますが、新たな住居として実家近くの自身が所有する農地に自己住宅の建設を計画したものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は[ ]と[ ]の分岐点から北方向へ約600mほど進んだ県道沿いに位置しております。周囲の状況でございますけれども、東は雑種地、西は道路、南は田、北は宅地であります。周辺農地の影響でございますけれども、申請地には隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であり、転用地はこの農地の北側に予定しているため、今後の耕作の日照、通風に支障を来すことはないと思われまます。また、隣地の農地所有者及び地区の改良区には承諾を得ております。その他指摘受講はありません。

以上のおお、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地の影響についても問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

主幹 続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

番号4でございます。

番号4は追認案件でございます。

申請人（八束）は、農機具庫として使用していましたが、農業用倉庫が不要となったことから、一般の車庫として使用するため、申請地、田1筆70㎡を、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま一般の車庫として使用しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しています。平成18年3月3日付で農機具庫として外部転用申請で処理されてはいますが、当時の費用は不明です。添付書類は、土地利用計画図、現地写真、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願い

いたします。

4番委員 はい、議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。

番号4につきましては、11月7日に申請人立ち会いのもと、担当委員さんが現地確認をしておりますので、ご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細ですが、先ほどもありましたように、平成18年に農機具庫を建てる内容で申請しておりましたが、車庫に変更したため、住宅用地に転用するものでございます。申請地の位置は、XXXXXXXXXXの西側約15mでございます。周辺の状況は、東が田、西と南が農道、北が自宅。周辺農地への影響はないと思われまます。また、指摘事項等もございませんので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程4、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は3件となっております。

4 ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、使用借人（市内法人）は、申請地に隣接する駐車場敷地では手狭となったため、申請地、田1筆1，484㎡のうち570㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、露天駐車場として使用するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、既存施設の拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の2分の1を超えないものに限るに該当しています。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてですが、11月3日に使用借人の方と現地を確認をさせていただきました。

転用しようとする事由の詳細であります。使用貸人は東京都へ住んでおられまして、2年ほどまえから知人に耕作してもらっていた田んぼであります。耕作者が高齢となったために耕作してもらえなくなっておりました。そうした中、使用借人が運送業をしているんですけども、駐車場が手狭となって適当な土地を探してたところ、隣接するこの土地の話聞き、使用貸人と話がまとまったものであります。申請地の位置であります。使用借人の事務所の東側に隣接しております。周囲の状況ですけども、東が田んぼ、西が宅地、南と北が農道に面しております。周辺農地への影響ですが、隣接する農地はありますけども、申請地は駐車場の用地でありまして、周辺農地への影響はなく、また地域の水利組合等の同意も得ておりますので、問題がないと思われまふ。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（落合）は、現在アパート住まいで、子供の成長に伴い手狭になったため、使用貸人（落合）の申請地、田495㎡を借り受け、住宅に転用するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外

許可基準、住宅その他申請に係る周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しています。この転用に係る費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は38%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、使用貸借契約書、被害防除計画書が添付されております。申請農地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号2番ですが、11月2日に使用借人さんと現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、使用借人は現在アパートに奥さんと子供3人で住んでいます。来春には子供が小学生になるため、そろそろ持ち家を持とうと思いい、現在住んでいる周囲で探しましたが見つからず、知人の建設の人にお願いいしたところ、いい土地があるじゃないかと言われ、奥さんの実家の親の土地があり、そこで相談をしたところ、将来親の面倒を見るという条件で話がまとまり、このたび申請になりました。申請地の位置ですが、■■■■から北東へ300mのところ、奥さんの実家の市道を挟んで隣になります。周囲の状況ですが、東、水路、西、田、南、田、北、田です。申請地に隣接した農地がありますが、一般的な個人の住宅であり、日照、通風に支障を来すことはないかと思われますので、周辺農地への影響についても問題はないかと思われます。じゃあ、よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、賃借人（市内法人）は、■■■■の管渠工事を受注され、現場事務所及び重機保管場所として使用するため、申請地、田1筆686㎡を、賃借人（勝山）から借り受け、工事用資材置場に転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応するとのこと。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、土地賃貸借契約書、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号3番につきましては、担当委員より調査報告書が提出されておりますので、これに従って報告させていただきます。

現地確認日になりますが、30年11月3日に賃貸人、賃借人双方立ち会いのもと、担当委員が現地調査を行っております。

転用しようとする事由の詳細についてですが、申請地において近年田として耕作しておらず、草刈りを行って保全している状況でした。そのような中、近隣にて下水道工事を行うことになり、資材置場及び仮設事務所として利用したいとの申し出により、双方合意し、一時利用の賃貸借を行うものです。期間は、工事を行う間の2年程度にて、終了後には賃借人が原状復旧にて田に戻す予定です。申請地の位置ですが、申請地は賃借人の自宅の南隣に位置し、工事を行う[ ]の申請地南側約20mに位置しております。周囲の状況ですが、東が道路、西が通路、南が田、北が住居。周辺農地への影響ですが、申請地の東西南北ともに賃貸人の所有地であり、南側田も現在耕作を行っておりません。

以上のおり、本案件については一時利用の転用であり、特に問題はないと思われまので、よろしく願いしますということでございます。

議長 ありがとうございます。

一応申請は2年ということによろしいんですか。

3番委員 はい。

議長 はい、わかりました。

それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程5、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第55号について、6ページをお開きください。

議案第55号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、平成30年11月13日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全52筆でございます。全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第56号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第57号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用分配計画に係る意

見についてを協議といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事補

議案第56号について、11ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第57号について、15ページをお開きください。

議案第57号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、平成30年12月28日付の公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおり、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

12番委員

ちょっとお尋ねなんですけれども、かなりのものが農事組合法人上合地の中に入れられているのがわかります。これらはあれですか、新規ですか、更新ですか。新規だと、すごくたくさんこの営農がふえていくんだなあ、いいことですね。

議長

はい、事務局。

主事補

失礼いたします。

こちらは、新しく新規にマッチングがあったものです。

12番委員

ありがとうございます。

議長

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

それでは、質疑なしと認めます。



これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第56号、議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第56号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第57号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用分配計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第20号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第21号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程10、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事補

30ページをお開きください。

報告第20号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け人及び農地の所在は落合です。畑1筆147㎡のうち5.2㎡を、農業用排水路にするものです。

続きまして、31ページをお開きください。

報告第21号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届については、次の5件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所在地は落合です。田1, 647㎡のうち9㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、同じく転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者は勝山、農地所在は落合です。畑947㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、同じく認定事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所在地は勝山です。田353㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号4でございますが、同じく転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通

信事業者で、所有者及び農地所在地は湯原です。田1, 467㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号5でございますが、同じく転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所在地は川上です。畑109㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第22号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人ともに落合です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長

日程8、報告第20号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第21号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程10、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「なし」の声>

議長

ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

はい、どうぞ。

担当推進委員

北房の推進委員をやらせてもらってます沼本です。2点あります。

1点は、きのう農地相談会がここで行われたんですけども、その相談会の趣旨や目的に照らしてどうだったのかというのを、振り返りをぜひやっていただきたいということと、それを生かして今後どうするかということもあわせて検討いただきたいなと思います。

私午前の部に参加をさせていただいたんですけど、参加者はゼロでした。午後も聞きますとゼロで、時間よりも早くに終わったということです。管理機構の支部長来られて、お話を聞くと、チラシとかそういった広報が一切間に合わなかったということで、告知放送だけということでしたけれども、それを聞いてると、私の感想としてはやらなくちゃいけないからやったんじゃないかなあというふうに思えるんです。そういったことも含めて、しっかり振り返りをさせていただいたらなあというふうに思います。ただ、参加した農業委

員、推進委員ではいろんな話がしっかりできまして、ああ、こういったことなのかなあということでもいい勉強にはなったんですけども、反面、私自身としてやっぱりパトロールとかいろいろ聞き取りをしてれば、そういったことの紹介もできたんじゃないかなあということでも反省をしております。

2点目は、会長の冒頭のご挨拶にもありましたけれども、農地利用の最適化の推進ということで研修会でお話があったんですけども、そのことについて真庭市の農業委員会としてどういった取り組みをするのかと方針化をぜひしてほしいのと、それにかかわる学習会や研修会の設定についてもやってほしいというふうに思います。

ここでもやっぱり参加すると、何もほとんどやってないので耳の痛い話を聞かせていただいたんですけども、非常に切迫した状況でありますし、やらなければいけない課題等もたくさんありますので、ぜひここは同じ推進委員としてもしっかりそのことは行わなくちゃいけないなあというふうに思っております。いろいろ聞いてると、例えば地図はいただいたんですけども非常に見にくかったりとか、本当は所有者のお名前とかあればいいんですけども、なかなか個人情報関係で出せないということでもありますけれども、当然それは守秘義務もありますし、そのことは出してもらわないと、そこを見て、じゃあここは誰のかというのをまた一々問い合わせしなきゃいけない、非常に手間がかかったりとか、農地ナビも聞いてると正確なものではないと、どうしたええんかということとかありますのでそういったことも含めて学習できる場を設定をしていただきたい。

なったばかりでみずから学習すればいいんですけども、学習をしていくにしても、やっぱりなかなか聞きたいことがわからなかったとかということでもわかりにくいことが非常にあります。きのう話をしてると、学習をしていってると最後にここはこうだからだめなんやというのが最後に出てくるというふうなこともあったりして、そのことを相談に行ったけれども、それはここではできないというふうに言われたというような話もありましたので、そうじゃなくて、やっぱりその答えに対してやっぱり向き合ってもらってどうするかということも含めてやっていただければなあと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今推進委員さん、農業委員の合同の会議に、あれを年に3回か4回はしたいというふうに思ってたんですけど、9月にも研修会のほうを予定していたんですけど、ちょっと事務局のほうの都合でちょっと延期になっております。まだ今年なかなかできてないということで、反省する点だろうというふうに思います。いろいろとやらなければいけないことがたくさんあります。農地

パトロールのほうもまだできていませんし、調査のほうもまだちょっと今事務局が段取っているところであります。皆さんにご迷惑をおかけしていることをおわびしたいというふうに思います。

事務局のほうから説明して、ありましたら、はい。

主 幹 今会長が言われたとおりでございます。大変事務局の不手際等ありまして、何かしら事業の取り組み等につきまして事後事後になっておることにつきましては、深く反省しておるところです。委員の皆様、推進委員の皆様いろいろなご迷惑をかけてるのも十分わかっているところでもありますけども、なかなかうまくいってないのが実情であります。先ほどいただきましたご意見参考にさせていただきまして、今後の取り組みにつきましても努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 そういうことで、また考えていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかの方、何かありませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、事務局のほうから何かありますか。

主事補 この後に編集委員のほうをさせていただきますので、この後編集委員の皆様については、済いません、ちょっとお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、以上で総会を閉会したいと思います。次回12月総会は12月7日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時00分 閉会)